

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

非常勤職員勤務対応速報

2021年1月27日 全組合員配布・分会揭示

大雪による臨時休校の際の

非常勤講師の勤務（給与）について

今年度から実績給となり、臨時休校により授業がなくなったので給与が発生しないと言われたとの声が本部へ寄せられました。

1月25日（月）高校課折衝を行い ①どのような対応を想定しているのか ②在宅での勤務として命じることはできないのか ③出勤困難休暇の扱い—等について、以下の通り確認しました。全組合員で情報を共有するとともに、非常勤講師の方へ周知をお願いいたします。

○今年度から会計年度任用職員制度により、実績給として扱っている

○臨時休校によりその日の授業がなくなった場合、給与は発生しない

※通勤していればその日の交通費は発生する

○予定していた授業については振替を行うよう校長に周知している

○通勤にかかる出勤困難休暇については正規と同様

※出勤困難休暇は有給

臨時休校ではないが、出勤困難により授業を行えなかった場合については給与が発生する

○在宅勤務は新型コロナウイルス感染症の臨時的対応だったため、大雪対応での在宅勤務命令は考えていない

振替が行えない場合について課題が残りますが、現状の対応としてご確認ください。